

## 第1号議案

### 会費の滞納を行った会員の名称の公表及び電気供給事業者に対する勧告等 (案)

定款第54条の規定に定める会費について、会費滞納者に対し定款第57条の規定に基づく会員の名称を公表する。

また、会費滞納者に対し業務規程第179条第1項の規定に基づく勧告を行うとともに同条第2項の規定に基づき対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

さらに、会費滞納者に対する名称の公表及び勧告を行った旨を経済産業大臣に報告する。

#### 記

1. 対象となった会員の名称及び電気供給事業者の商号  
株式会社エックスパワー
2. 会費滞納年度
  - (1) 2018年度会費1万円(消費税不課税)
  - (2) 2019年度会費1万円(消費税不課税)
  - (3) 2020年度会費1万円(消費税不課税)
3. 勧告の内容
  - (1) 2021年1月27日(勧告文書発出日から2週間後)までに2018年度会費1万円(消費税不課税)、2019年度会費1万円(消費税不課税)及び2020年度会費1万円(消費税不課税)の合計3万円(消費税不課税)を当機関に納入すること。
  - (2) 本勧告文書の内容を社内において周知徹底するとともに、今後、定款第54条第1項の規定を遵守するために必要かつ適切な措置を講じること(社内体制を整備することを含む)。
  - (3) (2)の実施のために講じた具体的な措置について、2021年1月27日(勧告文書発出日から2週間後)までに、当機関に対し、報告を行うこと。
  - (4) (3)で報告した措置の実施状況について、当機関が必要と認める場合には、継続して報告を行うこと。

#### 4. 公表日

2021年1月13日

#### <参照条文>

##### ○定款（抄）

##### （会費）

第54条 会員は、毎年度費の請求通知を受けてから1月以内に、会費を納入しなければならい。

2 会費の額は、員ごとに平等し総開催及びへ事務連絡に係る費用並び会員数等を基礎として、理事の議決より定める。

3 本機関は、既納の会費返還しない。

##### （滞納者への対応）

第57条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金若しくは電源入札拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

##### ○業務規程（抄）

##### （指導・勧告の実施）

第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

一～七 （略）

八 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき

九 （略）

2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

#### 【添付資料】

別紙1：業務規程第179条第1項の規定に基づく勧告

別紙2：ウェブサイト公表文（定款第57条の規定に基づく会費の滞納を行った会員の名称の公表及び業務規程第179条第1項の規定に基づく電気供給事業者に対する勧告等について）

別紙3：経済産業大臣名宛て理事長名文書（定款第57条の規定に基づく会

員の名称の公表及び業務規程第179条第1項の規定に基づく電気供給事業者に対する勧告について)

※別紙1については、業務規程第5条第2項第3号に掲げるもの（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報管理規程第4条の規定に基づく秘密情報（外部秘）に該当するため、非公表とする。

2021年1月13日

電力広域的運営推進機関

**定款第57条の規定に基づく会費の滞納を行った会員の名称の公表  
及び業務規程第179条第1項の規定に基づく電気供給事業者に対する勧告等について**

電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という。）の会員は、定款第54条第1項の規定に基づき、毎年度、会費を納入しなければなりません。

当機関は、定款第57条の規定に基づき、会費の滞納を行った会員の名称を公表します。

併せて、本日、当機関は、業務規程第179条第1項の規定に基づき、電気供給事業者に対する勧告を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、以下の事項を公表します。

さらに、本日、当該会員の名称の公表、当該電気供給事業者に対する勧告を行った旨等を経済産業大臣に報告します。

1. 対象となった会員の名称及び電気供給事業者の商号

株式会社エックスパワー

2. 勧告の内容

- (1) 2021年1月27日（勧告文書発出日から2週間後）までに2018年度会費1万円（消費税不課税）、2019年度会費1万円（消費税不課税）、2020年度会費1万円（消費税不課税）を当機関に納入すること。
- (2) 本勧告文書の内容を社内において周知徹底するとともに、今後、定款第54条第1項の規定を遵守するために必要かつ適切な措置を講じること（社内体制を整備することを含む。）。
- (3) (2)の実施のために講じた具体的な措置について、2021年1月27日（勧告文書発出日から2週間後）までに、当機関に対し、報告を行うこと。
- (4) (3)で報告した措置の実施状況について、当機関が必要と認める場合には、継続して報告を行うこと。

3. 勧告及び公表に至る経緯及び勧告の理由

- (1) 当機関は、2018年4月4日、当機関の第151回理事会において、2018年度分の定款第54条に定める会費1万円（消費税不課税。以下「会費」という。）を会員（上記1.に掲げる会員（以下「当該会員」という。）を含む。）宛てに請求することを議決し、同月6日までの間に、会員（当該会員を含む。）に対し、2018年度会費の支払期日を2018

年4月27日とする請求書を順次発送しました。

- (2) 当機関は、2019年4月3日、当機関の第194回理事会において、2019年度分の定款第54条に定める会費1万円（消費税不課税。以下「会費」という。）を会員（上記1.に掲げる会員（以下「当該会員」という。）を含む。）宛てに請求することを議決し、同月8日までの間に、会員（当該会員を含む。）に対し、2019年度会費の支払期日を2019年4月24日とする請求書を順次発送しました。
- (3) 当該会員は、(1)(2)の支払期日を経過してもなお会費合計2万円を滞納したので、2019年11月19日、当機関は、配達証明付き内容証明郵便により、滞納会費合計2万円の1か月以内の支払を求める当該会員宛て通知を行いました。
- (4) 当機関は、2020年4月28日、当機関の第241回理事会において、2020年度分の定款第54条に定める会費1万円（消費税不課税。以下「会費」という。）を会員（上記1.に掲げる会員（以下「当該会員」という。）を含む。）宛てに請求することを議決し、5月8日までの間に、会員（当該会員を含む。）に対し、2020年度会費の支払期日を2020年6月7日とする請求書を順次発送しました。
- (5) 当該会員は、(1)(2)(3)(4)の支払期日を経過してもなお会費合計3万円を滞納したので、2020年12月24日、当機関は、配達証明付き内容証明郵便により、2021年1月7日までに滞納会費合計3万円の支払を求める当該会員宛て催告を行いました。
- (6) 当該会員は、(5)の催告による期限（2021年1月7日）を過ぎてなお会費合計3万円を滞納しました。
- (7) (6)の状況は、定款第57条に規定する「会員が、会費（中略）の滞納（中略）を行った場合」に該当すると判断し、本日、当該会員の名称を公表します。
- (8) 併せて、(6)の状況は、業務規程第179条第1項第8号に規定する「電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき」に該当すると判断し、本日、当該会員たる当該電気供給事業者に対する勧告を行いました。

<添付資料>

定款第57条の規定に基づく会員の名称の公表及び業務規程第179条第1項の規定に基づく電気供給事業者に対する勧告について

以上

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

電力広域的運営推進機関 理事長 金本 良嗣

定款第57条の規定に基づく会員の名称の公表及び業務  
規程第179条第1項の規定に基づく電気供給事業者に  
対する勧告について

電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第28条の4で定めるとおり、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的としています。

また、当機関は、当該目的を達成するため、法並びに貴大臣の認可を受けた定款、業務規程及び送配電等業務指針の規定に基づき、所要の業務を行っています。

法第28条の11第1項の規定により、電気事業者は当機関にその会員として加入することが義務付けられており、また、会員は定款第54条の規定により、毎年度、会費を納入することが義務付けられております。

当機関は、本年（令和3年）1月13日開催の理事会において、会員への会費請求及び会費滞納会員に対する勧告等の手続について、当機関の公正かつ適切な業務運営を図る観点から、基本的な考え方を取りまとめ、同日から適用することを議決し、公表しました。

会費を滞納する会員に対し、必要に応じ、催告、当機関の定款第57条の規定に基づく会員の名称の公表、業務規程第179条第1項の規定に基づく勧告等を行う方針の下、令和3年1月13日、下記1. に掲げ

る会員が定款第54条の規定に照らして不適切な行為を行っていたことが認められたため、定款第57条の規定に基づき、同社の名称を公表するとともに、業務規程第179条第1項の規定に基づき、当該会員たる当該電気事業者に対する勧告を行いましたので、勧告の内容（下記2.に記載）、勧告及び公表に至る経緯及び勧告の理由（下記3.に記載）と共に、ご報告します。

## 記

1. 対象となった会員の名称及び電気供給事業者の商号  
株式会社エックスパワー

2. 勧告の内容

- (1) 2021年1月27日（勧告文書発出日から2週間後）までに2018年度会費1万円（消費税不課税）、2019年度会費1万円（消費税不課税）及び2020年度会費1万円（消費税不課税）の合計3万円（消費税不課税）を当機関に納入すること。
- (2) 本勧告文書の内容を社内において周知徹底するとともに、今後、定款第54条の規定を遵守するために必要かつ適切な措置を講じること（社内体制を整備することを含む。）。
- (3) (2)の実施のために講じた具体的な措置について、2021年1月27日（勧告文書発出日から2週間後）までに、当機関に対し、報告を行うこと。
- (4) (3)で報告した措置の実施状況について、当機関が必要と認める場合には、継続して報告を行うこと。

3. 勧告及び公表に至る経緯及び勧告の理由

- (1) 当機関は、2018年4月4日、当機関の第151回理事会において、2018年度分の定款第54条に定める会費1万円（消費税不課税。以下同じ。）を当該会員宛てに請求することを議決し、同年4月6日に、当該会員に対し、支払期日を同年4月27日とする2018年度会費の請求書を発送しました。
- (2) 当機関は、2019年4月3日、当機関の第194回理事会において、2019年度分の定款第54条に定める会費1万円（消費税不課税。以下同じ。）を当該会員宛てに請求することを議決し、同年4月8日に、当該会員に対し、支払期日を同年4月24日とする2

019年度会費の請求書を発送しました。

- (3) 当該会員は、(1) 及び (2) の支払期日を経過してもなお会費合計2万円を滞納したので、2019年11月19日、当機関は、配達証明付き内容証明郵便により滞納会費合計2万円の1か月以内の支払を求める当該会員宛て通知を行いました。
- (4) 当該会員は、(3) の通知による期限を過ぎてなお会費合計2万円を滞納しました。
- (5) 当機関は、2020年4月28日、当機関の第241回理事会において、2020年度分の定款第54条に定める会費1万円（消費税不課税。以下同じ。）を会員宛てに請求することを議決し、同年5月8日に、会員に対し、支払期日を同年6月7日とする2020年度会費の請求書を発送しました。
- (6) 当該会員は、(1)、(2) 及び (5) の支払期日を経過してもなお会費合計3万円を滞納したので、2020年12月24日、当機関は、配達証明付き内容証明郵便により滞納会費合計3万円の2週間以内の支払を求める当該会員宛て催告を行いました。
- (7) 当該会員は、(6) の通知による期限を過ぎてなお会費合計3万円を滞納しました。
- (8) (7) の状況は、定款第57条に規定する「会員が、会費（中略）の滞納（中略）を行った場合」に該当すると判断し、2021年1月13日、当該会員の名称を公表します。
- (9) 併せて、(7) の状況は、業務規程第179条第1項第8号に規定する「電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき」に該当すると判断し、2021年1月13日、当該会員たる当該電気供給事業者に対する勧告を行いました。